中津川市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中津川市における空き家を有効に活用し、移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、空き家の家財道具等の処分に要する費用の一部を補助する中津川市空き家家財道具等処分費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　空き家情報バンク　中津川市空き家情報登録制度「空き家情報バンク」設置要綱（平成24年３月30日決裁。以下「設置要綱」という。）第２条に定める空き家情報バンクをいう。

（２）　地域づくり組織　中津川市地域一括交付金交付要綱（平成28年４月１日決裁）第２条に定める地域づくり組織をいう。

（３）　市税　住民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　設置要綱第４条第３項の規定により登録された空き家の所有者等

（２）　設置要綱第４条第１項の規定により登録を希望する所有者等。ただし、市が空き家情報バンクに登録できると判断した物件の所有者等に限る。

（３）　地域づくり組織が管理する空き家の所有者等

（４）　その他市長が必要と認めた者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずかに該当する者は、補助対象者としない。

（１）　市税の滞納がある者

（２）　過去にこの補助金の交付を受けた物件の所有者等

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員

（交付の条件）

第４条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の対象となる空き家（以下単に「空き家」という。）の管理について、次に掲げる事項の全てを順守するものとする。

（１）　空き家を常に提供可能な状態に保持すること。

（２）　自ら家財道具等の処分を行わず、第三者に委託する場合は、市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する法人、市内で事業を営む個人事業者又は地域づくり組織（以下「市内業者等」という。）に委託することとし、廃棄物の収集運搬に関する業務については、市内業者等であって一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に委託すること。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次に掲げるものとする。

（１）　ごみ等の処分に要する経費

（２）　特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された家電製品の処分に要する経費

（３）　仏壇等の撤去に要する経費

（４）　家財の移設に要する経費

（５）　敷地内の樹木伐採・草刈り等に要する経費

（６）　その他市長が必要と認める経費

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の合計金額の２分の１以内の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家家財道具等処分費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）　空き家家財道具等処分費補助金誓約書（様式第２号）

（２）　補助対象経費の内訳が確認できる領収書等

（３）　家財道具等の処分等前後の写真

（４）　市税等完納証明書又は市税の未納がないことが分かる証明書

（５）　その他市長が必要と認める書類

（交付等の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助指令書により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、空き家家財道具等処分費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第９条　前条第１項の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに空き家家財道具等処分費補助金請求書（様式第４号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（空き家情報バンクへの登録）

第10条　第３条第１項第２号に該当する交付決定者は、第８条第１項の通知を受けたときは、空き家の情報を速やかに空き家情報バンクへ登録するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、これを取り消し、補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（１）　賃貸又は売買の契約が成立していないにも関わらず、空き家情報バンクへの登録の日から起算して２年以内に空き家情報の登録を取り消したとき。

（２）　虚偽その他不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

（３）　その他補助金の交付が不適当と市長が認めたとき。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年10月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

３　この要綱の失効前に、第７条に定める空き家家財道具等処分費補助金交付申請書の提出を受けた事案については、この要綱は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先（電話）

空き家家財道具等処分費補助金交付申請書

下記の事業を実施したいので、中津川市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第７条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1　交付申請額		円
2　空き家所在地	中津川市	
3　補助対象経費	①ごみ等の処分に要する経費	円
	②家電製品の処分に要する経費	円
	③仏壇等の撤去に要する経費	円
	④家財の移設に要する経費	円
	⑤樹木伐採・草刈り等に要する経費	円
	⑥その他（　　）経費	円
4　添付書類	・空き家家財道具等処分費補助金誓約書（様式第２号） ・補助対象経費の内訳が確認できる領収書等 ・家財道具等の処分等前後の写真 ・市税等完納証明書又は市税の未納がないことが分かる証明書	

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者　住　　所
氏　　名
連絡先（電話）

空き家家財道具等処分費補助金誓約書

私は、中津川市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱第７条の規定による補助金の交付申請をするに当たり、下記のことを誓約します。

記

補助金の交付後に、次の各号のいずれかに該当する行為を行い、市長から返還の指示があった際は、当該補助金の返還を行います。

１．賃貸又は売買の契約が成立していないにも関わらず、空き家情報バンクへの登録の日から起算して２年以内に空き家情報の登録を取り消したとき。

２．虚偽その他不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

以上

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先（電話）

空き家家財道具等処分費補助金請求書

年　　月　　日付け　　第　　号による交付決定の空き家家財道具等処分費補助金として下記の金額を請求します。

記

請求金額　　円

取扱金融機関名	銀行　　本店 金庫　　支店 農協　　支所 組合
フ　リ　ガ　ナ	
口 座 名 義 人	
種　　別	１ 普通　　２ 当座　　３ その他（　　）
口　座　番　号	

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。